

一般会計・全体会計・連結会計に関する注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

開始時における有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは原則として再調達原価としております。

また、開始後については、原則として取得原価とし再調達原価での評価は行わないこととしております。

(2) 有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産（建物、工作物、物品）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

- ・建物 35 年～50 年
- ・工作物 10 年～45 年
- ・物品 4 年～10 年

②無形固定資産（ソフトウェア）

定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準及び算定方法

①徴収不能引当金

過去 5 年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しております。

②退職手当引当金

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従っております。

③損失補償等引当金

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額算定方法に従っております。

④賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度期間に対応する部分を計上しております。

(4) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（3 ヶ月以内の短期投資等）を資金の範囲としております。

このうち現金同等物は、短期投資の他、出納整理期間中の取引により発生する資金の

受払いも含んでおります。

（５）その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理は、税込方式により行っています。

②固定資産の計上基準については、取得価額又は見積価格が 50 万円以上の場合に資産として計上しています。ソフトウェアについても同様です。

２ 重要な会計方針の変更等

（１）会計処理の原則または手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が

財務書類に与えている影響の内容
特にありません。

（２）表示方法を変更

特にありません。

３ 重要な後発事象

（１）主要な業務の改廃

（２）組織・機構の大幅な変更

（３）地方財政制度の大幅な改正

（４）重大な災害等の発生

（５）その他重要な後発事象

上記（１）～（５）に関して特記事項はありません。

４ 偶発債務

会計年度末において現実の債務ではないが、将来、一定の条件を満たすような事態が生じた

場合に債務となるもののうち、次に掲げるものを記載してあります。

（１）保証債務及び損失補償債務負担の状況（総額、確定債務額及び履行すべき額が確定し

ていないものの内訳（貸借対照表計上額及び未計上額）

該当はありません。

(2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの
該当はありません。

5 追加情報

(1) 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

(2) 全体会計財務書類の対象範囲は次のとおりです。

- ①一般会計
- ②国民健康保険特別会計
- ③後期高齢者医療特別会計
- ④介護保険特別会計
- ⑤下水道事業特別会計
- ⑥水道事業会計

(3) 連結財務書類の対象範囲は上記全体会計に以下の団体を含めたものになります。

- ①利根沼田広域市町村振興整備組合
- ②群馬県市町村会館管理組合
- ③利根沼田学校組合
- ④群馬県市町村総合事務組合
- ⑤群馬県後期高齢者広域医療連合
- ⑥みなかみ町土地開発公社
- ⑦株式会社月夜野振興公社
- ⑧株式会社水の故郷
- ⑨株式会社猿ヶ京温泉夢未来

(4) 地方自治法第 235 条の 5 の「普通地方公共団体の出納は、翌年度の 5 月 31 日をもって閉鎖する。」規定に基づき、出納整理期間が設けられているため、財務書類の作成基準日は、会計年度末(3 月 31 日)ですが、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(5) 前年度末、当年度末資金残高は、各年度における実質収支額と一致させています。これにより、地方自治法第 233 条に定める余剰金については、前年度の分を、当年度に積み立て、当年度の余剰金を翌年度に積み立てるものとして処理しています。

(6) 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります